

## 橋本市農業振興条例施行規則（一部抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、橋本市農業振興条例（令和2年橋本市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(4) **オンラインショッピングモール** インターネットで商品等を販売しようとする者（以下「出店者」という。）からの依頼により当該商品等の情報をウェブページに掲載し、商品等を購入しようとする者（以下「利用者」という。）が広く閲覧できる状態に置くとともに、利用者からの当該商品等の購入の申込みを出店者に伝送すること等の方法により、商品等をオンラインで販売するための便宜を複数の出店者に対して提供し、出店者から手数料等を得ることをその主たる内容とする事業のために運営されるウェブサイトをいう。

(5) **農産物・加工品** 本市の農業者が自ら生産した農産物及びこれを自ら加工したもの（委託により加工したものを含む。）で商品として販売できるものをいう。

(7) **市内農業者** 市内に住所を有する個人であって橋本市農地台帳に登録された者若しくは市内に農地を有する者（当該農地が所在する市区町村の農業委員会等が発行する耕作証明書等によりその旨が確認できる者に限る。）若しくはこれらの者で構成された団体又は市内に登録された本店若しくは主たる事業所を有する法人であって農業を営む者をいう。

(8) **市内事業者** 市内に住所を有する個人又は市内に登録された本店若しくは主たる事業所を有する法人であって、橋本市産の農産物・加工品を仕入れ、販売する者をいう。

(9) **橋本ふるさと便事業** 発送伝票の商品欄に「橋本ふるさと便」の文字及び農産物・加工品と分かる具体的品名を記載し、次のいずれかの方法により農産物・加工品を発送する事業をいう。

ア 市内農業者が自ら生産した農産物・加工品を消費者に直接販売し、当該消費者の依頼を受けて国内の消費者に当該農業者若しくはオンラインショッピングモール運営事業者から送付する方法

イ 市内事業者及びオンラインショッピングモール運営事業者が仕入れた又は委託販売する橋本市産の農産物・加工品を店舗等において消費者に販売し、当該消費者の依頼を受けて国内の消費者に当該事業者から発送する方法（ただし、橋本市産の農産物・加工品であることを書類によって証明したものに限る。）

（補助金）

第3条 条例第10条に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業及び補助基準等は、別表のとおりとする。

橋本市農業振興条例施行規則（一部抜粋）

別表(第3条関係)

項目	事業名	補助対象・基準
	橋本ふるさと便事業	<p><b>1 事業内容</b> 橋本ふるさと便事業に係る送料に対して補助金を交付することにより、農業者の販路拡大・販売促進を支援する。</p> <p><b>2 補助対象者</b> 次に掲げる要件を全て満たす者            (1) 橋本ふるさと便事業を行う市内農業者又は市内事業者若しくはオンラインショッピングモール運営事業者(橋本ふるさと便事業指定事業者として登録されており、かつ、橋本ふるさと便事業の幟を掲している者に限る。ただし、オンラインショッピングモール運営事業者にあつては、幟の掲示は不要とする。)であること。            (2) 補助金の交付申請時において市税の滞納がないこと。            (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p><b>3 補助対象経費及び補助額</b> 橋本ふるさと便指定事業者として登録された日から登録年度の1月末日までの間になされた橋本ふるさと便事業に係る送料で、当該事業者が負担した送料の全額(ただし、オンラインショッピングモールで販売する農産物・加工品は、税込み2,500円以上で販売したものに限る。)</p> <p><b>4 橋本ふるさと便の発送件数の上限</b>            (1) 市内農業者及び市内事業者の発送上限は、500件(重複する場合を含む。)とする。            (2) 市内農業者のうち、橋本市ふるさと納税返礼品協力事業者として市長が認定した事業者(以下「指定事業者」という。)と登録年度の6月末日までに連携して適切に対応する者は、(1)に250件を加算するものとする。            (3) 市内農業者のうち、登録年度の8月末日までにオンラインショッピングモールで販売する者は、(1)に250件を加算するものとする。            (4) 市内農業者及び市内事業者のうち、複数の生産者の農産物を取扱う指定事業者は、本市に住所を有する生産者(指定事業者として登録されている者を除く。)が10人当たり1,000件とし、10,000件を上限とする。            (5) 市が推進する農産物産地化事業に取り組む指定事業者のうち、市長が特に必要と認めるものの発送件数は、10,000件を上限とする。</p>